

事 務 連 絡
平成 2 3 年 1 月 2 4 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

日本から香港へ輸出される食鳥肉の取扱いについて

対香港輸出食鳥肉の取扱いについては、「対香港輸出食鳥肉の取扱いについて」（平成 2 3 年 1 月 6 日付け食安監発 0 1 0 6 第 1 号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）により取り扱っているところです。

今般、宮崎県の農場で飼養されている鶏において、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、平成 2 3 年 1 月 2 2 日より、香港特別行政政府からの受け入れについての詳細がわかるまでの間、輸出検疫証明書の発行を一時停止する旨、農林水産省から連絡がありました。

つきましては、香港側の受け入れが確認できるまでの間、輸出関係の証明書の発行を見合わせるようお願いします。

なお、香港以外の国については、「日本から輸出される食鳥肉の取扱いについて」（平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課事務連絡）により、証明書の発行の見合わせを引き続きお願いします。